

## 令和5年度版町勢要覧総合制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1、趣旨

この要領は、令和5年度版町勢要覧総合制作業務（以下「委託業務」という。）の委託先の選定について、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

### 2、業務概要

名称	4企委第6号 令和5年度版町勢要覧総合制作業務
内容	令和5年度版町勢要覧の作成
期間	契約の翌日から令和6年3月30日まで
納入場所	井手町役場

### 3、スケジュール

実施要領の配布	令和4年8月29日（月）～9月7日（水）
質疑書の提出	令和4年8月29日（月）～9月2日（金）
質疑に対する回答	令和4年8月30日（火）～9月5日（月）
参加申請の受付	令和4年8月29日（月）～9月9日（金） 必着
参加資格確認書の送付	令和4年9月12日（月）頃
企画提案書の受付	令和4年9月20日（火）～10月3日（月） 必着
選考審査	令和4年10月上旬
審査結果の通知	令和4年10月上旬
契約締結	令和4年10月上旬

### 4、参加資格

プロポーザルの参加者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げる要件を基準として定めるものとする。

- (1) 本町の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書が井手町企画財政課に到着する日までに井手町の入札参加資格を有していること。
- (4) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年井手町公示第33号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく

- く再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 井手町税を滞納していないこと。ただし、井手町内に事業所を設置していない参加者又は課税対象資産等を所有していない参加者は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (7) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、井手町暴力団排除条例（平成25年井手町条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと又はその統制下にある者でないこと。
- (8) 平成29年8月1日から令和4年7月31日までの期間で、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方自治体等との契約及び完了実績があること。

## 5、募集の手順

### (1) 実施要領の配布方法及び期間

配布方法	井手町ホームページよりダウンロードしてください。 <a href="https://www.town.ide.kyoto.jp/index2.html">https://www.town.ide.kyoto.jp/index2.html</a>
配布期間	令和4年8月29日（月）～9月7日（水）

### (2) 参加申込

受付期間	令和4年8月29日（月）～9月9日（金）必着
提出方法	郵送（郵送方法は、特定記録郵便・簡易書留・一般書留のいずれか）に限ります。
提出書類	次の書類を各1部提出してください。 ①参加申込書（様式1） ②事業者概要（様式2） ③滞納のない証明 ④過去5年間における本件委託業務と同種又は類似の業務実績（受託年度、発注機関、業務名、業務の概要を記載）一覧
備考	①参加を認めた事業者には、参加資格確認書を送付します。 ②提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則認めません。

### (3) 質疑

受付期間	令和4年8月29日(月)～9月2日(金) 必着
提出方法	①質疑書(様式3)を企画財政課へ電子メールにて送信すること。 なお電話、口頭、ファクシミリ等による質疑は受け付けません。 企画財政課メールアドレス <a href="mailto:kikaku@town.ide.lg.jp">kikaku@town.ide.lg.jp</a> ②電子メールの表題は「井手町町勢要覧総合制作業務について」としてください。 ③質疑書の提出後、企画財政課に電話をして受信を確認してください。
回答方法	①質疑書を受けてから令和4年9月5日(月)までに町のホームページにて回答を掲載します。なお、質疑者の事業所名や氏名等は公表しません。ただし質疑の内容によっては回答しない場合があります。 ②質疑に対する個別の回答はいたしません。 ③回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けません。

### 6、企画提案書の提出

受付期間	令和4年9月20日(火)～10月3日(月) 必着
提出方法	郵送(郵送方法は、特定記録郵便・簡易書留・一般書留のいずれか)に限ります。
提出書類	①要覧作成全体のプランニング(基本的な考え方や特に強調したい発案性、独自性等を記述すること。)を記したもの。 ②本件委託業務に係るスケジュールを記したもの。 ③本件委託業務を受託した場合の業務実施体制(総括責任者、主任研究員や担当研究員の経歴や資格等、また保有研究員数も記載すること。)を記したもの。 ④完成品がイメージできるようなサンプル的なもの。 ⑤見積書(コンサルティング業務と印刷業務の明細を示したもの。なお、デザイン料等を含む印刷原稿の作成までをコンサルティング業務とすること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。) ⑥その他(提案者の判断による)
提出部数	各7部(ただし見積書は1部で構いません)
注意事項	①提出資料は、原則としてA4判体裁(A3判横使い可)とし、縦横は問いませんが、横書きとします。表現方法は特に問いません

	<p>が、要件を簡潔にまとめてください。提出資料はコピー可とし、原本の提出は不要（ただし、見積書のみ押印のうえ原本提出のこと。）です。</p> <p>②審査の公平性を期すため、見積書以外の提出書類には、会社名やロゴマーク等制作者が特定される表示は一切しないでください。</p> <p>③審査項目や配点などは、審査項目及び配点一覧表（別紙）を参照してください。</p>
備考	提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則認めません。

## 7、選考方法等

### (1) 書類審査

提案書の選考審査は、令和5年度版町勢要覧総合制作業務プロポーザル選定委員会に置いて行い、審査で最高点を得た参加社を契約候補者とする。最高得点者が複数生じた場合は、選考委員会での審議により契約候補者を決定します。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は FAX により通知します。なお選定した者には、別途公文書で通知します。

### (3) その他

審査結果に対する問い合わせは、一切受け付けません。

## 8、契約

契約期間	契約の翌日から令和6年3月末まで
見積限度額	5,800,000円（税抜き）
契約方法	契約候補者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約を締結します。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
支払方法	2年間の複数年契約とし、令和4年度については、年度末に当該年度分の出来高払いを行い、令和5年度については、完成後、契約総額から令和4年度支払額を控除した残額を支払います。

## 9、その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とします。
- (2) 企画提案は、1参加者につき1提案とします。
- (3) 提出書類等は返却しません。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、井手町がプロポーザルに関する報告

又は公表のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができる。

- (5) 提出書類は、井手町情報公開条例（平成14年井手町条例第19号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。
- (6) 井手町は、提出された参加申込書等を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に使用しません。
- (7) 採用した提案は、井手町により内容に変更を加える場合があります。
- (8) 企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として今後不利益な取り扱いを受けることはありません。
- (9) プロポーザル参加者が1者のみであっても、プロポーザルを実施します。
- (10) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と企画財政課が協議して対応する。
- (11) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意したうえでプロポーザルへの参加を申し込むこととする。

#### 10、担当課

〒610-0302

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67

井手町役場企画財政課

電話番号 0774-82-6162

(別紙)

### 審査項目及び配点一覧表

評価項目	評価内容	配点
会社の業務経歴等	①過去の類似業務実績 ②スタッフ数など会社の体制	10
スタッフの経験・実績 及び業務執行体制	①実績 ②業務執行体制	15
提案の的確性・独創性・先進性等	①井手町の地域特性を生かした提案がなされているか。 ②井手町の課題が十分に理解されている提案となっているか。 ③制作に向けて、住民参画の協働手法が提案できているか。 ④オリジナリティーがある提案となっているか。 ⑤時代に合った提案となっているか。	65
その他	①経済的妥当性 ②総合バランス	10
合計		100